

平成 28 年 4 月 28 日
北海道旅客鉄道株式会社

留萌線（留萌・増毛間）の鉄道事業廃止届の提出について

留萌線（留萌・増毛間）につきましては、去る平成 27 年 8 月 10 日に弊社から沿線自治体（留萌市、増毛町）に対し平成 28 年度中での鉄道事業廃止の計画を提示いたしました。その後、各沿線自治体と鉄道事業廃止にあたっての弊社からの支援等について協議して参りましたが、平成 28 年 4 月に協議がまとまり、鉄道事業廃止についての同意が得られたことから、本日、鉄道事業法第 28 条の 2（事業の廃止）に則り、国土交通大臣宛てに鉄道事業廃止届出書を提出いたしました。

- 1 廃止路線 留萌線の一部 留萌・増毛間（16.7 k m）
- 2 廃止予定日 平成 29 年 4 月 29 日 土曜日
※上記予定日で届け出を行いましたが、届け出後、鉄道事業法第 28 条の 2 第 2 項の規定に基づき北海道運輸局の主催で意見の聴取が行われます。弊社としてはその中で、鉄道事業法第 28 条の 2 の規定に定められている廃止日の繰上を実施したい旨の陳述を行い、繰上が認められれば平成 28 年 12 月 5 日（最終運行日：平成 28 年 12 月 4 日）に廃止予定日を繰り上げます。